

児童扶養手当・ひとり親家庭等就学金

毎年8月に『現況届』を提出する必要があります

共通提出先 大安庁舎 こども家庭課・各庁舎総合窓口課

必要な書類すべてを整えてから提出してください。

「児童扶養手当」「ひとり親家庭等就学金」の対象者は、毎年8月に『現況届』を提出する必要があります。現況届は、毎年8月1日現在の状況を記入し、必要な条件に当てはまるかどうかを確認するためのものです。対象となる方には、提出書類を8月初めに送付しますので必要書類とともに期限までにご提出ください。

■ 児童扶養手当

現在、児童扶養手当を受給されていない方（支給停止中）もこの届け出が必要となります。

提出期限までに提出されないと、次回の支給が遅れる場合がありますのでご注意ください。

提出期限 8月31日(月)

提出書類 ①児童扶養手当現況届

②現況届調書

③養育費に関する申告書

養育費がない場合でも提出必要

④前年度に交付された証書（手当受給中の方のみ）

⑤平成21年度所得証明書（平成21年1月2日以降にいなべ市に転入された方のみ）

平成21年1月1日の住所地の市区町村で取得してください。

⑥その他、必要に応じてお持ちいただくものがあります。

■ ひとり親家庭等就学金

現況届の提出がないと、就学金を受給することができませんので、ご注意ください。

なお、現況届の記載内容に変更がある場合は、現況届とは別に提出していただく書類がありますので、該当される方は、受給者の印鑑（認印）を持参し、現況届提出時に窓口で必ずお申し出ください。

提出期限 9月11日(金)

提出書類 ①ひとり親家庭等就学金現況届

②在学(園)証明書（高等学校以上の学校または市外の保育所、幼稚園、小中学校に在学(園)している児童がいる場合のみ）

③平成21年度所得証明書（平成21年1月2日以降にいなべ市に転入された方のみ）

平成21年1月1日の住所地の市区町村で取得してください。

現況届提出時に窓口で申し出てください

①現況届に記載のない児童で、新たに就学した児童がある場合（「額改定認定請求書（様式第5号）」の提出が必要となります）

②現況届に記載のある児童で、卒業などにより支給対象児童ではなくなった場合、住所等に変更がある場合（「ひとり親家庭等就学金に関する届出書（様式第6号）」の提出が必要となります）

問 大安庁舎 こども家庭課 T 78-3513 F 78-1114

地域子育て支援者(提供会員)養成講座 受講生募集



いなべファミリー・サポート・センターでは、仕事と家庭の両立と地域の子育て支援を目的に「子育てを助けて欲しい人」(依頼会員)と「子育てのお手伝いが出来る人」(提供会員)のネットワークを作ること、地域の子育て

を支援しています。この講座は、提供会員として子どもを安全に預かるために、救命救急講習、子どもの病気、子どもの遊びと遊ばせ方等について学んでいただく講座です。受講された方は提供会員として登録されます。

日時 9月18日(金) 9:30~15:30

9月19日(土) 9:00~12:00

場所 大安庁舎1階 庁議室

対象者 市内・近隣在住で20歳以上の方

定員 10人(先着順)

料金 無料

申込期間 8月10日(月)~9月4日(金)



地域子育て支援者(提供会員)の援助内容とは?

保育施設や小学校、学童保育所の開始前または終了後の子どもの送迎と預かり。

保育施設や小学校が休みのときの子どもの預かり。

保護者が子ども同伴で外出が困難な時(通院・冠婚葬祭・学校行事等)の子どもの預かり。

子どもを預かるのは原則として提供会員の自宅です。

会員は補償保険に加入していただきます。

利用料金はどのくらい?

1時間当たり700円(7:30~19:00)

上記の時間以外は、1時間当たり800円で、料金の受け渡しは会員同士で直接行ってください。

入会金や年会費はありません。

申込先・問 いなべファミリー・サポート・センター T/F 78-3370(電話・FAXで受付)